

佐久市中小企業振興資金利子補給金について

下記の対象資金の融資を受けた場合、利子の一部を市が負担します。

対象資金	利子補給率	利子補給期間	交付決定期限
経営安定支援資金(特別経営安定対策分)	1.4%のうち1.1%	3年間(36か月)	令和9年3月31日
経営安定支援資金(原油価格・物価高騰対策分)	1.3%のうち1.1%	3年間(36か月)	令和9年3月31日
創業支援資金(空き店舗利用者)	1.1%のうち0.8%	3年間(36か月)	令和9年3月31日
市内の空き店舗・空き事務所・空き工場を賃借又は購入して、新規開業を予定していること			
地域産業ブランド力向上支援資金	1.7%のうち1.0%	3年間(36か月)	令和9年3月31日
環境・エネルギー対策資金	1.7%のうち1.0%	3年間(36か月)	令和9年3月31日

- ▶ 利子補給は、融資が実行された月の分から対象となり、**年度ごと、年度末**に交付されます
- ▶ 年度末または利子補給完了時点で貸付金に延滞がある場合は、利子補給の対象となりません。
- ▶ 利子補給期間中に条件変更が行われた場合(繰上償還含む)、利子補給はその時点までとなります。

※ただし、経営安定支援資金の令和7年度融資実行分は令和9年3月31日までに、令和8年度融資実行分は令和10年3月31日までに、据置期間の条件変更を行ったもので、条件変更前から合わせて据置24か月以内までとなる条件変更については、利子補給の対象とします。

***** 条件変更する場合、速やかに交付決定の変更手続きを行ってください *****

【利子補給金 交付の流れ】

